

令和9年度 大野城市奨学資金奨学生 募集要項

1 求める人物像

「常に学び続ける勤勉性を有し、社会に貢献する高い志を持つ人」

2 応募資格

令和9年度に高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、大学に進学又は進級予定の方で、次の(1)共通事項のア～エのすべてに該当し、かつ(2)又は(3)のいずれかに該当する方が対象です。

(1) 共通事項

- (ア) 令和9年4月1日時点で、本人または保護者が大野城市内に1年以上住所があること。
- (イ) 令和9年4月に、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、大学(短期大学・大学院を除く)に在学(入学予定者を含む)していること。
- (ウ) 経済的理由で修学困難である(日本学生支援機構第一種奨学金の基準に準じる)こと。
- (エ) 他団体の**給付型奨学金**を受けていないこと。
(高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の授業料と入学金の免除・減額、特待制度等学校に納める費用の免除・減額、他支援制度の入学金のみの支援金を除く。)

(2) 学力奨学生枠

在学中の評定平均3.5以上であり、在学もしくは卒業後2年以内で学校長の推薦を受けたもの。

(3) 文化・スポーツ枠

在学中の評定平均3.0以上であり、在学もしくは卒業後2年以内で学校長の推薦を受けたものであり、文化・スポーツの分野で優秀な成績を収め、別表の基準を満たすもの。(要証明書類)

別表(大野城市奨学資金条例施行規則第2条関係)

文化の分野における成績が優秀な者の要件	
高等学校(中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む。)に在学する者	次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、団体部門の場合にあつては、競技に参加していること。 (1) 全国中学校文化連盟、福岡県中学校文化連盟又はこれらに準ずる団体が主催し、又は共催する県大会又はこれと同等以上の大会において、最優秀賞、金賞又はこれらと同等の賞を受賞していること。 (2) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人等が主催し、又は共催する大会(予選を勝ち抜いて参加した場合に限る。)において、最優秀賞、金賞又はこれらと同等の賞を受賞していること。
大学に在学する者	次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、団体部門の場合にあつては、競技に参加していること。 (1) 全国高等学校文化連盟、福岡県高等学校芸術・文化連盟又はこれらに準ずる団体が主催し、又は共催する県大会又はこれと同等以上の大会において、最優秀賞、金賞又はこれらと同等の賞を受賞していること。 (2) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人等が主催し、又は共催する大会(予選を勝ち抜いて参加した場合に限る。)において、最優秀賞、金賞又はこれらと同等の賞を受賞していること。
スポーツの分野における成績が優秀な者の要件	
高等学校(中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む。)に在学する者	次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、団体部門の場合にあつては、当該大会の3分の2以上の試合に出場していること。 (1) 日本中学校体育連盟が主催し、又は共催する県大会において、個人戦の成績が上位16位以上又は団体戦の成績が上位8位以上であること。 (2) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人等が主催し、又は共催する大会(予選を勝ち抜いて参加した場合に限る。)において、個人戦の成績が上位16位以上又は団体戦の成績が上位8位以上であること。
大学に在学する者	次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、団体部門の場合にあつては、当該大会の3分の2以上の試合に出場していること。 (1) 全国高等学校体育連盟が主催し、又は共催する県大会において、個人戦の成績が上位16位以上又は団体戦の成績が上位8位以上であること。 (2) 国、県若しくはこれらに準ずる機関又は財団法人、社団法人等が主催し、又は共催する大会(予選を勝ち抜いて参加した場合に限る。)において、個人戦の成績が上位16位以上又は団体戦の成績が上位8位以上であること。

3 奨学資金(支給額) ※ 返還の必要はありません。

月奨学金

- (1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校 月額 20,000円
(2) 大学 月額 50,000円

入学一時金(新入学生のみ)

- (1) 高等学校、高等専門学校 150,000円
(2) 大学 300,000円

4 支給対象期間

令和9年4月から最短修学年限による卒業の月まで

5 募集人数(予定)

高校奨学生 4名(学力奨学生 3名、文化・スポーツ奨学生1名)
大学奨学生 3名(学力奨学生 2名、文化・スポーツ奨学生1名)

6 選考日程(予定)

令和8年10月3日(土)・10月10日(土)・10月11日(日)

※上記の3日間のうち、いずれかの日程を指定して実施します。

7 申請書類

- (1) 奨学資金支給申請書(様式第1号)
(2) 奨学生推薦調書(様式第2号又は様式第2号の2)又は成績証明書
※成績証明書は高校・大学の様式で構いません。
(3) 世帯調書(様式第3号)
(4) エントリーシート(様式第4号) ※ 必ず本人が自書してください。
(5) 在学証明書又は卒業証明書
(6) 前年(令和7年)の全世帯員の収入額又は所得額を確認できる証明書等



8 申請書類の提出先・申込期間

- (1) 提出先 ① 市内の中学校の在校生 … 中学校
② ①以外の場合 … 大野城市教育委員会教育総務課
(2) 申込期間 令和8年7月1日(水)から令和8年9月11日(金)まで

9 選考から内定、決定まで

- 申請書類審査を踏まえ、選考委員会における面接・小論文の選考のうえ、結果をお知らせします。
- 令和9年4月に進学(進級)後、在学証明書や誓約書等を提出いただきます。
- 受給資格等確認したうえで、正式に奨学生として決定し、その旨をお知らせします。その後、令和8年8月頃、学校生活についての作文を提出いただきます。

10 注意事項

支給の決定後、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、奨学資金の支給を打ち切ります。

- (1) 退学したとき。なお、休学のときは休学期間中支給を休止します。
(2) 他の団体の給付型奨学金を受給することとなったとき。
(3) 本人、保護者のいずれかが市内に住所を有しなくなったとき。
(4) (1)から(3)までのほか、教育委員会において奨学生として不適当と認められたとき。

11 問合せ先

〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号

大野城市教育委員会 教育総務課教育総務担当 電話 092-580-1902(直通)